大和市障害者自立支援センター条例逐条解説

(目的及び設置)

第1条 障がいを有する者一人ひとりが個人として尊重され、地域での日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、自らの意思と責任に基づいた自己決定と社会参加の支援を図るための 福祉施設を設置する。

本条は、大和市障害者自立支援センターの設置目的を表している。

(名称及び位置)

- 第2条 前条に規定する福祉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 大和市障害者自立支援センター(以下「支援センター」という。)
 - (2) 位置 大和市鶴間一丁目19番3号

本条は、施設の名称及び所在位置を定めている。

(事業)

- 第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号。以下「法」という。)第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事業
 - (2) 法第5条第18項に規定する相談支援事業
 - (3) 法第77条第1項第3号に規定する事業
 - (4) その他市長が必要と認める事業

本条は、支援センターで実施する事業について定めている。

<第1号関係>

就労移行支援とは、就労を希望する障がい者に、原則2年間にわたり、生産活動などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを供与することをいう。 <第2,3号関係>

相談支援事業を示しており、相談支援事業は、次の事業をいう。

・地域の障がい者等の福祉に関する問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者 等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町 村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を総合的に供与する事業。

・支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の計画(以下「サービス利用計画」という。)を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与する事業。

(定員)

第4条 前条第1号の事業に係る定員は、1日につき20人とする。

本条は、支援センターで実施する就労移行支援に関する事業の定員を定めている。

(利用資格)

第5条 支援センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 法第4条第1項に規定する障害者、同条第2項に規定する障害児及び同条第3項に規定する保護者
- (2) その他市長が特に認めた者

本条は、支援センターを利用することができる者を定めている。

<第1号関係>

「障害者」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者を含む)のうち18歳以上である者をいう。

「障害児」とは、身体に障がい害のある児童、知的障がいのある児童及び精神障がいのある児童のうち18歳未満である者をいう。

(指定管理者による管理)

第6条 支援センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に 規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

支援センターは、事業の質と効率性の向上を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入

しており、第8条の規定に基づき、公募により法人その他の団体を指定管理者に指定している。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 支援センターの利用の承認に関する業務
- (3) 支援センターの施設及び設備(以下「施設等」という。) の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

本条は、指定管理者が行う業務内容を定めている。

(公募)

- 第8条 市長は、指定管理者に支援センターの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項 を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。
 - (1) 支援センターの概要
 - (2) 申込期間
 - (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
 - (4) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
 - (5) 選定の基準
 - (6) その他市長が別に定める事項

本条は、指定管理者の候補者を選定するにあたり、公募する団体に示す内容を定めている。

<第1号関係>

施設の名称、所在地、開館時間、業務内容等を表す。

<第2号関係>

指定管理者を募集期間は、申し込みの準備に係る時間を考慮し、40日間以上を目途としている。公募にあたっては、広報誌やホームページ等を用い周知する。

<第3号関係>

第14条参照。

<第4号関係>

第7条参照。

<第5号関係>

第10条参照。

(指定管理者の指定の申込み)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に支援センターの管理 に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込 まなければならない。

本条は、団体が指定管理者に応募する際に提出する書類を定めている。

市長は、提出された書類により応募団体が、支援センターの指定管理者に相応しい考え方や経営能力、資金を有しているかを確認する。

提出する書類は、「大和市障害者自立支援センター条例施行規則」及び別に定める「大和市障害者 自立支援センター指定管理者募集要項」で定める。

(選定基準)

- 第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合 的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。
 - (1) 支援センターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - (2) 支援センターの効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 支援センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 支援センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
 - (5) その他市長が別に定める基準

本条は、指定管理者の候補の選定にあたり、基本的な基準を定めている。

候補者の選定は、別に定める大和市障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会が行う。委員会は別に定める「障害者自立支援センターの指定管理者審査要領」に基づき審査する。また、審査会は原則公開している。

(選定の結果の通知)

第11条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを 行った団体に通知しなければならない。

本条は、市長は、応募したすべての団体に対し、合否の結果を速やかに文書で通知しなければならないと定めている。なお、本条による「選定」とは、指定管理者の候補であり、指定管理者として選定するものではない。

(再選定等)

- 第12条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第10条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。
 - (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
 - (2) 新たに判明した事実により、支援センターの管理を行うことが不適当であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第8条の規定による次回の公募については、 申し込むことができない。

本条は、再選定について定めている。

<第1項関係>

被選定団体が団体自らの事情により指定管理者の指定を受けることが不可能となった場合又は、 市が何らかの理由により指定管理者として適当でないと判断した場合に、市長が被選定団体以外 の団体から、第10条の選定基準により再度、指定管理者となる団体を選定することができるこ とを定めている。

<第2項関係>

第1項の各号に該当した被選定団体が、次回の公募に申し込むことを制限している。

(指定管理者の指定の告示)

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

本条は、指定管理者の指定をしたときに、市長が告示すべき項目を定めている。

(指定期間)

第14条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

本条は、指定管理者を指定して管理を行わせる期間を規定したものである。

指定期間は、公募の際に5年以内で定め、第7条に従い明示している。

また、当期の指定管理者が引き続き次期の指定管理者の指定を受けることを妨げるものではないことを定めている。

(協定の締結)

- 第15条 指定管理者は、市長と支援センターの管理に関する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 管理業務に関する事項
 - (3) 管理業務報告に関する事項
 - (4) 管理費用に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項
 - (8) その他市長が別に定める事項

本条は、市長と指定管理者が協定書を取り交わすこと及び協定書に規定すべき事項を定めている。

(事業報告書の作成及び提出等)

- 第16条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、支援センターに関する次に掲げる事項を 記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の 業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に 当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。
 - (1) 支援センターの管理業務の実施状況
 - (2) 支援センターの管理に係る経費の収支状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、支援センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

本条は、市長が指定管理業務の実施状況を確認するため、指定管理者が事業報告書を作成し提出する時期などを定めている。

地方自治法第244条の2第10項において、普通地方公共団体の長は、指定管理者の管理する 公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し 報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるとされており、本条におい て事業報告書として作成すべき内容を定めている。

また、年度途中において指定の取り消し、又は業務の全部停止もしくは一部の停止を受けた場合でも同様に事業報告書を作成し提出しなくてはならない。

なお、事業報告は附属機関等に報告し評価に関する審議を受けるとともに、事業報告の概要及び 附属機関等の評価を市のホームページで公開している。

(指定の取消しの告示等)

- 第17条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の 全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事 項を告示しなければならない。
- 2 前項に該当した指定管理者は、第8条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

本条は、指定を取り消した場合等に、告示により周知すべき内容を定めている。

また、第2項において、指定を取り消した場合等に、その団体の次回の公募への応募を制限する

ことを定めている。

(開館時間)

第18条 支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、 指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することが できる。

本条は、支援センターの開館時間を定め指定管理者が開館時間を変更する場合には、市長の承認が必要であることを定めている。

(休館日)

第19条 支援センターの休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

本条は、支援センターの休館日を定め、指定管理者が休館日を変更する場合には、市長の承認を得る必要があることを定めている。

(利用の制限)

第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者、その他管理上支障がある と認められる者に対しては、支援センターの利用をさせないことができる。

本条は、支援センターの利用の制限について定めている。

(利用料金)

- 第21条 第3条第1号に掲げる事業を利用する者は、法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、第3条に規定する事業を利用する者は、当該事業の利用に要する 費用として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額を指定管理者に支払わなければ ならない。

本条は、指定管理者が徴収できる利用料金について定めている。

<第1項関係>

就労移行支援事業を利用する者は、障害者総合支援法等の規定により算定された費用を指定管理者に支払わなくてはならない。

<第2項関係>

その他、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料がある場合には、利用者は支払わなくてはならない。

(利用料金の収受)

第22条 前条の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受されたものとする。

本条は、第21条により徴収した利用料金を指定管理者の収入とすることを定めている。

(原状回復の義務)

- 第23条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規 定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施 設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りで ない。
- 2 支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、施設の利用を終わったときは、直 ちに施設等を原状に回復しなければならない。

本条は、原状回復の義務を定めている。

<第1項関係>

指定管理者が指定期間中に施設や設備を改築や移動した場合には、指定期間終了時又は、指定 の取り消し等があった際に、指定基準日以前の状態に戻さなければならない。

<第2項関係>

支援センターの利用者は、施設利用終了時には、利用する前の状況に戻さなければならない。

(損害賠償義務)

第24条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、 それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認め たときは、この限りでない。

本条は、指定管理者又は利用者の故意又は過失により施設等に損害等を及ぼした場合の賠償責任について定めている。

(個人情報の取扱い等)

- 第25条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者及び支援センターの業務に従事している者は、支援センターの管理に関し知り得た 秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管 理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取 り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

本条は、個人情報の取扱い及び保護について定めている。

<第1項関係>

個人情報の保護や開示等について、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、指定管理者が必要な措置を講じなくてはならないことを定めている。

<第2項関係>

支援センターの業務に従事している者又は、従事していた者が、職務において知り得た秘密 を漏洩し利用することを禁止している。また、指定管理者から業務を委託された者もこれに含 まれる。 (情報公開)

第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

本条は、指定管理業務の内容に係る情報を公開することを定めている。

指定管理業務の内容に係る情報について常に秘匿することなく、積極的に公開し、市と市民が情報を共有することにより、透明で公正な市政運営をすることを目的とする。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

本条例の施行の際に必要となる事項を「大和市障害者自立支援センター条例施行規則」で定めている。